

## 「半額サポート」提供条件書

半額サポート（以下「本プログラム」といいます。）は、対象機種を48回の割賦契約により購入し、24か月間以上ご利用頂いたお客さまが25か月目（※）以降に特典利用条件を満たした上で機種変更した場合に、最大24か月分の旧機種分割支払金相当額で旧機種を下取りし、割賦残債務と旧機種の売買代金債権を相殺するプログラムです。

※本プログラムを申し込んだ当該請求月を1か月目とします（以下同じ。請求月に関しては後述）。

### ■ 特典内容

25か月目以降の機種変更で特典利用条件を満たした場合、旧機種を最大24か月分（特典利用条件を満たした時点の翌請求月以降分）の旧機種分割支払金相当額で下取りし、割賦残債務と旧機種の売買代金債権を相殺するプログラムです。

### ■ 適用タイミング

最短25か月目より機種変更可能。（割賦残債務との相殺は26か月目より）

### ■ 加入条件

対象者	対象機種を新スーパーボーナス（48回割賦）にてご購入のお客さま
対象機種 （加入時の機種）	iPhone 8 以降の iPhone Android（対象機種は当社ホームページ等でご確認ください）
指定機種 （次回の機種変更の対象となる機種）	対象機種と同機種 （最新の対象機種は当社ホームページ等でご確認ください）
対象プラン	以下①②いずれかに加入すること ① 「データ定額サービス」 ※おてがるプラン専用、データ定額 50GB プラスおよびデータ定額ミニモンスターを含む ② 「パケットし放題フラット for 4G/4G LTE」 ※家族データシェア子回線は対象外

### ■ 特典利用条件

(1) 対象機種の購入から25か月目（※）以降に本プログラムの指定機種又は「機種変更先取りプログラム」の指定機種に機種変更して頂くこと

※一部のお客さまは、例外的に24か月目に対象機種の支払残回数が24回となり、本特典が利用可能となります。My SoftBank からお客さまの支払残回数をご確認ください

(2) 機種変更後の機種でも本プログラム又は「機種変更先取りプログラム」にご加入頂くこと

(3) 機種変更の際、本プログラムの加入時に購入した機種を、機種変更の翌月末までに当社が回収し、査定完了すること

※当社指定の査定基準を満たしていない場合に、お客さまが本特典の利用を希望するときは、20,000円（不課税）（あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックにご加入の方は2,000円（不課税））を一括でお支払頂く必要があります。

※お客さまの割賦残債務が完済済みである場合又は**回収機種が査定基準を満たしていない時にお客さまの割賦残債務**

「半額サポート」提供条件書

更新日：2018年9月6日

ソフトバンク株式会社

が 20,000 円（あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックにご加入の方は 2,000 円）以下の場合、本特典を利用できません。

#### ■ 併用不可サービス

- ・ スマホデビュー割
- ・ 機種変更先取りプログラム
- ・ ワンキュッパ割

※次回機種変更時に本特典を利用の場合は、下取りプログラム（機種変更）のお申し込みはできません。

#### ■ 解除条件

- ・ 回線を解約その他の理由により終了した場合又は回線を譲渡（家族割引加入中の家族間での名義変更除く）した場合
- ・ 機種変更をした場合、対象外となる料金プランへ変更した場合、又は対象の料金プランを解除した場合
- ・ 「家族データシェア」又は「法人データシェア」の子回線に変更した場合
- ・ 「電話番号・メールアドレスお預かりサービス」へお申込みした場合
- ・ 対象機種の割賦残債務を一括支払いした場合
- ・ 本プログラムを解除した場合

#### ■ 1 年買い替えオプション

- ・ 1 年買い替えオプションは、本プログラムに加入したお客さまが 13 か月目から 24 か月目までの期間中に、後掲の条件を満たした上で機種変更した場合、26 か月目以降の 24 回分の旧機種分割支払金相当額で旧機種を下取りし、お客さまの 26 か月目以降の分割支払金債務と旧機種の売買代金債権を相殺するものです。この場合、お客さまは、旧機種に関する 25 か月目までの分割支払金については、引き続き支払う必要があります。
- ・ 1 年買い替えオプションを行使するためには、次の条件を全て満たす必要があります。
  - ① 本プログラムに加入したお客さまが、13 か月目から 24 か月目までの期間中に、本プログラムの指定機種又は「機種変更先取りプログラム」の指定機種に機種変更して頂くこと
  - ② 本プログラムの上記特典利用条件（2）および（3）の条件
- ・ 1 年買い替えオプションを行使した場合においても、本プログラムの加入時に購入した対象機種の 25 か月目までの分割支払金債務については、旧機種の売買代金債権と相殺されるものではなく消滅しないため、お客さまは、割賦契約条件に従い引き続きお支払い頂く必要がありますので、ご注意ください。

#### ■ その他注意事項

- ・ 本プログラムでは、ご加入時に購入頂いた旧機種を次回機種変更の際に当社に提供頂く必要があります。なお、本プログラムへのお申し込みをもって、旧機種を提供することに同意いただいたものとさせていただきます。

#### （特典利用時における対象機種回収）

- ・ 対象機種の回収は「店頭でお申し込み」と「郵送でお申し込み」のいずれかをお選び頂けます。
- ・ 機種回収の際は、古物営業法に基づく本人確認を実施します。

「半額サポート」提供条件書  
更新日：2018 年 9 月 6 日  
ソフトバンク株式会社

記載の料金額は税込価格です

- ・ お申し込み後は、対象機種種の返還請求およびお申し込みのキャンセルはできません。
- ・ 回収完了後は対象機種種内のデータ復元などはできなくなりますので、回収前にデータのバックアップ・初期化を必ず実施頂くようお願いいたします（万が一機種種内にデータが残っていた場合は、当社にてすべて消去いたします）。  
なお、実施しないこと等によってデータの消失又は漏洩等が生じてお客さまが損害を被ったとしても当社は責任を負いません。
- ・ 回収前に対象機種種でご利用されていたアプリケーションやサービスなどは、お客さまご自身にて解約・引き継ぎなどの必要なお手続きを実施するようお願いいたします。なお、実施しないこと等によってお客さまが何らかの損害を被ったとしても当社は責任を負いません。
- ・ 指定機種購入 1 台につき、回収する対象機種種は 1 台となります。
- ・ 機種変更がキャンセルされた場合、回収対象機種種は返却されません。

#### 〈郵送でお申し込みの場合〉

- ・ 回収お申し込み後、契約者住所宛に送付キットを送付いたします。このとき、古物営業法に基づく本人確認を実施済みではない場合は、受取人確認配達サービスにて本人確認を実施させていただきます。
- ・ 回収対象機種種と申込書兼同意書（又は端末回収に関する添え状）を一緒に回収品送付窓口へ送付ください。  
※法人契約の場合、回収対象機種種の送付時に、「登記事項証明書（登記簿謄本、現在事項証明書など）」の原本と「委任状」1 通をそれぞれ同封頂く必要があります。
- ・ 申込書兼同意書（又は端末回収に関する添え状）記載内容と送付端末が異なる場合は、特典利用申し込みはキャンセルとなりますが、回収機種種は返却されません。
- ・ 回収対象機種種以外の物品が当社に送付された場合、その物品は全て処分させていただきます。
- ・ 法人契約の場合、委任状に記載のご担当者さま自宅住所へ本人限定受取郵便を送付します。ソフトバンクにて、本人限定受取郵便の受け取りが確認できない場合は、特典を利用できません。

#### （下取り価格および故障時の取り扱い）

- ・ 回収機種種の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、特典利用条件を満たした時点の翌請求月以降分の割賦残債務相当額とします。
- ・ 当社が定める回収機種種の査定基準は次の通りです。次のいずれか 1 つにでも該当する場合は、査定基準を満たしません。

【2018 年 6 月 28 日までにご加入のお客さま】

- ① 電源が入らない（スリープ（電源）ボタンが正常に機能しない）
- ② 各種ロック解除/初期化が実施されていない
- ③ 製造番号（IMEI 等）が確認できない
- ④ 改造などメーカー保証外となる場合

【2018 年 6 月 29 日以降にご加入のお客さま】

・当社の下取りプログラム（キャンペーン名称変更後のキャンペーンおよびキャンペーン終了後の後継キャンペーンを含みます。以下同じ）と同一の破損時判定基準（※）とします。

（※）回収機種種の査定時点における最新の下取りプログラムの破損時判定基準（当社指定の下取り適用条件および下取り特典の減額判定基準を含みます。）に従います。下取りプログラムの破損時判定基準が将来的に変更となり、本プログラムのお申込み時点の基準と異なる場合、変更後の査定時点における下取りプログラムの基準が適用されますので予めご了承ください。

「半額サポート」提供条件書  
更新日：2018 年 9 月 6 日  
ソフトバンク株式会社

承ください。

- ・ 回収機種が査定基準を満たさない場合、下取り価格は、特典利用条件を満たした時点の翌請求月以降分の割賦残債務から 20,000 円※（不課税）を減額した金額となります。回収機種が査定基準を満たさない場合においても本特典を利用することを希望するお客さまは 20,000 円※（不課税）を一括で当社が定める支払条件に従いお支払い頂く必要があります。  
※あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パック又はあんしん保証パックプラスにご加入の方は 2,000 円
- ・ 送付キットの配送遅延その他理由により、査定完了まで長期間を要した場合、割賦残債務と相殺する時期が遅れる場合があります。この場合、遅延期間にお支払い頂いた割賦残債務は返金しません。また、割賦残債務を相殺する処理を行った後に査定基準を満たさないことが判明した場合は、本来の割賦残債務を事後的に当社が別に定める支払条件に基づきお支払い頂く場合があります。

### （請求月）

本提供条件書において、請求月とは、お客様の通信利用料金のお支払いの請求締日により異なり、次の 3 とおりの期間を意味するものとします。

請求締日	請求月	本プログラムの起算点 (例：加入日 2017 年 9 月 22 日の場合)
末日	毎月 1 日～末日	2017 年 9 月 22 日～2017 年 9 月 30 日を 1 か月目とする
10 日	毎月 11 日～翌 10 日	2017 年 9 月 22 日～2017 年 10 月 10 日を 1 か月目とする
20 日	毎月 21 日～翌 20 日	2017 年 9 月 22 日～2017 年 10 月 20 日を 1 か月目とする

### （禁止行為）

- ・ お客さまは、本プログラムの利用にあたって、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
  - ① 法令、行政機関のガイドライン又は公序良俗に違反する行為
  - ② 当社又は第三者の営業妨害若しくは名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
  - ③ 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
  - ④ 当社の書面による事前の承諾なく、本提供条件書に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他処分をする行為
  - ⑤ その他、当社が不適切と判断する行為

### （その他）

- ・ 指定機種へ機種変更した場合、本プログラムの加入時に購入した対象機種に適用されていた月月割は、機種変更の前月をもって適用を終了しますのでご注意ください。なお、機種変更月に限って、月月割対象の金額相当額を月月割の割引対象である通話料又は通信料等の料金を上限として、当該料金から割引させていただきます。
- ・ 当社はシステムの保守点検、不可抗力若しくは本プログラムの運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が

「半額サポート」提供条件書  
更新日：2018 年 9 月 6 日  
ソフトバンク株式会社

必要であると判断する場合は、何ら通知を行うことなく、本プログラムの全部又は一部の提供を停止若しくは中止することができるものとします。

- ・ 当社は、本プログラムの完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
- ・ 本プログラムに関連して発生したお客様の損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、損害を被った月の 1 か月分の分割支払金を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害および拡大損害を含みます。）については、その予見可能性の有無を問わず賠償の責任を負わないものとします。
- ・ 当社は、お客様が本規約に違反した場合は、何ら催告等することなく解除することができるものとします。
- ・ 本プログラムが廃止された場合、お客様は本特典を利用することはできません。この場合、お客様の割賦契約条件に従い、完済されるまで毎月分割支払金をお支払頂く必要があります。
- ・ 当社が割賦債権を第三者に譲渡等していた場合には、当社が当該譲受人に対して割賦残債務に相当する補償債務を履行しない限り、お客様は本プログラムの特典を利用することができず、割賦残債務は相殺されません。
- ・ 本プログラムは、予告なく廃止又は内容が変更となる場合があります。これによりお客様に何らかの損害が生じた場合でも当社および割賦債権者は責任を負いません。

#### 【提供条件書記載事項の変更について】

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号およびその他文字等によるメッセージをいいます）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
- ・ 提供条件書記載事項以外の部分については、3G通信サービス契約約款および4G通信サービス契約約款の規定を適用します。

#### 【更新履歴】

2017年9月15日 初版作成

同年9月15日 改訂

同年9月22日 改訂

同年10月12日 改訂

同年11月10日 改訂

2018年2月28日 改訂

同年5月8日 改訂

同年6月29日 改訂

同年7月25日 改訂

同年8月10日 改訂

同年9月6日 改訂

「半額サポート」提供条件書  
更新日：2018年9月6日  
ソフトバンク株式会社